

○福岡県警察シンボル・マスコット取扱要綱の制定について（通達）

平成16年6月30日

福岡県警察本部内訓第16号

本部長

改正 平成21年3月30日本部内訓第13号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成28年4月26日本部内訓第24号

この度、福岡県警察シンボル・マスコット取扱要綱を次のとおり制定し、7月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察における広報活動の効果的な推進を図るため、福岡県警察シンボル・マスコット（以下「シンボル・マスコット」という。）の規格について定めるとともに、公務におけるシンボル・マスコットの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 職員 福岡県警察の職員をいう。
- (2) 所属 福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 所属長 所属の長をいう。

（平21本部内訓13・平24本部内訓5・本項一部改正）

3 シンボル・マスコットの規格

シンボル・マスコットの規格は、別図のとおりとする。

4 シンボル・マスコットの使用基準等

(1) 使用基準

シンボル・マスコットは、警察に対する県民の理解と協力を得ることを目的として使用するものとし、平素の警察活動をはじめ、各種行事、県民との交流の機会等を活用して、有効かつ適正に使用するものとする。

(2) 使用上の留意事項

シンボル・マスコットの使用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 警察の職務の公正が疑われるような方法その他警察の職務に支障を及ぼすおそれのある方法で使用しないこと。
- イ 5の(3)の規定により許可を受けた場合を除き、シンボル・マスコットの規格を変更し、又は使用基準によることなく使用しないこと。

ウ 法令、訓令その他の規程により制式が定められた文書、物品等とともに使用する場合は、当該法令、訓令その他の規程に定めがある場合を除き、当該制式に変更を及ぼすこととなるような方法で使用しないこと。

## 5 シンボル・マスコットの使用の申請等

### (1) 使用の申請

職員は、(2)及び(4)に規定する場合を除き、シンボル・マスコットの規格及び使用基準に基づき有効かつ適正に使用する場合は、当該使用に係る承認の申請を要しないものとする。

### (2) 変更の申請

所属長は、シンボル・マスコットの規格を変更し、又は使用基準によることなく使用しようとする場合は、シンボル・マスコット変更使用申請書(様式第1号)により、総務部広報課長を経由して総務部長に申請するものとする。

### (3) 変更の許可

総務部長は、(2)の申請に係る使用が福岡県警察における広報活動の効果的な推進を図るため必要であり、有効かつ適正であると認める場合は、当該使用を許可するものとする。

### (4) 借用の申請

所属長は、シンボル・マスコットの縫いぐるみ(専ら一般広報活動において使用するもので人の着用用に供するための別に定める衣装様のものに限る。以下「着ぐるみ」という。)を借用する必要がある場合は、シンボル・マスコット着ぐるみ借用申請書(様式第2号)により、総務部広報課長に申請するものとする。

### (5) その他必要な事項

この内訓に定めるもののほか、シンボル・マスコットの使用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

## 6 関係書類の保存

総務部広報課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
シンボル・マスコット変更使用申請書	シンボル・マスコット変更使用申請書	1年
シンボル・マスコット着ぐるみ借用申請書	シンボル・マスコット着ぐるみ借用申請書	